

## ④ 抽選により旅行招待する費用

**Q** : 当社では、このたび、一定の商品を買っていただいた人に、抽選で旅行に招待するキャンペーンを実施することになりました。この費用の取扱いはどうなりますか？

**A** : 広告宣伝費になります。

### 【解説】

おたずねのように、不特定の人に対する宣伝的効果を意図するものは広告宣伝費として取り扱い、交際費にはならないこととされています。

同様に、次のようなケースも広告宣伝費として取り扱うこととされています。

- ① 製造業者又は卸売業者が、抽選により、一般消費者に対し金品を交付するために要する費用又は一般消費者を旅行、観劇等に招待するための費用
- ② 製造業者又は卸売業者が、金品引換券付販売に伴い、一般消費者に対し金品を交付するために要する費用
- ③ 小売業者が商品を購入した一般消費者に対し景品を交付するために要する費用
- ④ 一般の工場見学者等に製品の試飲、試食をさせる費用(これらの者に対する通常の茶菓等の接待に要する費用を含む)
- ⑤ 得意先等に対する見本品、支用品の供与に通常要する費用
- ⑥ 製造業者又は卸売業者が、自己の製品又はその取扱商品に関し、これらの者の依頼に基き、継続的に試用を行なった一般消費者又は消費動向調査に協力した一般消費者に対して交付する金品等

